

# 岡山市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号】

改正	平成 18 年 3 月 28 日条例第 2 号	平成 21 年 11 月 9 日条例第 5 号
	平成 23 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 25 年 4 月 1 日条例第 3 号
	平成 27 年 3 月 27 日条例第 2 号	平成 28 年 3 月 29 日条例第 3 号
	令和元年 10 月 23 日条例第 5 号	令和 4 年 3 月 30 日条例第 1 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「運営条例」という。）附則第 11 項及び第 12 項の規定により高梁市組合員及び高梁地域事務組合組合員の給付等の特例に関する事項を定めることを目的とする。

(給付等の種類及び財源等)

**第 2 条** 組合が行う組合員の福利厚生増進に関する給付等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝金の給付
- (2) 出産祝金の給付
- (3) 入学祝金の給付
- (4) 卒業祝金の給付
- (5) 成人病検診補助金の給付
- (6) 弔慰金の給付
- (7) 災害見舞金の給付
- (8) 脱退一時金の給付
- (9) 文化教養補助金の給付
- (10) 生活資金の貸付け
- (11) 体育大会及び保健文化助成事業
- (12) 親睦旅行助成事業
- (13) 永年勤続表彰事業

2 前項第 5 号、第 9 号、第 11 号及び第 13 号に規定する給付等を負担金事業とし、第 18 条に規定する組合市町村からの負担金等を財源とする。

3 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号から第 8 号まで及び第 12 号に規定する給付等を拠出金事業とし、第 19 条に規定する一般組合員等からの拠出金等を財源とする。

4 第 1 項第 10 号に規定する生活資金の貸付けについては、貸付金から生ずる償還元利金等を財源とする。

5 第 1 項第 10 号に規定する生活資金の貸付け及び第 3 項に規定する拠出金事業については、運営条例第 2 条第 4 項第 2 号に規定する短期組合員等には適用しない。

**第 3 条** 削除

(結婚祝金の給付)

**第4条** 組合員が結婚したときは、結婚祝金として60,000円を支給する。ただし、再婚の場合の支給額は30,000円とする。

(出産祝金の給付)

**第5条** 組合員又は組合員の配偶者が出産したときは、出産祝金として1人10,000円を支給する。ただし、死産については支給しない。

(入学祝金の給付)

**第6条** 組合員の子が小学校に入学したときは、入学祝金として10,000円を支給する。

(卒業祝金の給付)

**第7条** 組合員の子が中学校を卒業したときは、卒業祝金として10,000円を支給する。

**第8条** 削除

(成人病検診補助金の給付)

**第9条** 運営条例第104条の規定を適用する。

**第10条** 削除

(弔慰金の給付)

**第11条** 次の各号の者が死亡したときは、次の区分により弔慰金を給付する。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 組 合 員         | 200,000 円 |
| (2) 配 偶 者         | 100,000 円 |
| (3) 子 供           | 50,000 円  |
| (4) " (死産の場合)     | 30,000 円  |
| (5) 組合員の父母(又は養父母) | 30,000 円  |
| (6) 配偶者の父母        | 20,000 円  |

(災害見舞金の給付)

**第12条** 組合員が水震火災等の不可抗力の災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、予算の範囲内で、次の表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める災害見舞金を支給する。

損 害 の 程 度	給 付 額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	300,000 円以内
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	200,000 円以内
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	150,000 円以内

4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	
5 平屋建の住居（家財を含む）が床上 120cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	
1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。	100,000 円以内
2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	
3 平屋建の住居（家財を含む）が床上 30cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	

2 前項の適用については、岡山市町村職員共済組合の災害給付の例による。

（脱退一時金の給付）

**第 13 条** 組合員が脱退したとき又は引き続いて高梁市組合員及び高梁地域事務組合組合員以外の組合員となったときは、その者の組合加入年数（1 年未満の端数切り上げ）に 5,000 円を乗じて得た額に 50,000 円を加えた額を支給する。ただし、当該 50,000 円の加算については、組合員期間 1 回限りとし、次の場合には加算しないものとする。

- (1) 組合員が岡山県公立学校共済組合へ異動し脱退した後、再び組合員となった場合
- (2) 組合員が引き続いて、高梁市及び高梁地域事務組合以外の職員となった後、再び組合員となった場合

2 組合員が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条による破産手続開始の決定若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条及び第 221 条により再生手続開始が決定（以下「破産手続開始決定等」という。）したときは、その者に脱退一時金を支給することができる。この額は脱退一時金の内払いとする。

（文化教養補助金の給付）

**第 13 条の 2** 組合員が高梁市の指定する入場料 1,000 円以上の文化教養に関する催事（以下「催事」という。）を観覧したときは、入場料の半額（上限を 2,000 円とする。）を支給する。補助回数は 1 回の催事につき 1 回限りとする。

（生活資金の貸付け）

**第 14 条** 組合員の生活資金の貸付けについては、運営条例第 110 条の規定を適用する。

（体育大会及び保健文化助成事業）

**第 15 条** 組合員の健康増進及び文化向上に資するため、次の事業を実施する。

- (1) 体育大会の開催 運営条例第 111 条第 1 号の規定を適用する。
- (2) 保健文化助成事業 組合員を対象に次の事業を行う場合、次のとおり助成する。
  - ア レクリエーション助成事業 職場単位等で実施するレクリエーション活動に対し、組合員 1 人当たり 500 円を助成する。助成回数は年度 1 回限りとし、当該年度 9 月 1 日現在の組合員数により助成する。
  - イ 備中松山踊り団体連出場助成事業 備中松山踊り団体連に出場する組合員の賄い費を予算の範囲内で助成する。

ウ その他管理者が認める事業

(親睦旅行助成事業)

**第 15 条の 2** 職場単位等で実施する親睦旅行に対し、組合員 1 人当たり 5,000 円を助成する。助成回数は年度 1 回限りとし、当該年度 9 月 1 日現在の組合員数により助成する。

(永年勤続表彰事業)

**第 16 条** 高梁市職員表彰規程及び高梁地域事務組合職員表彰規程による被表彰者のうち、高梁市長及び高梁地域事務組合管理者から報告のあった組合員について、永年勤続表彰記念品料 30,000 円を贈る。

(福利厚生委託費の交付)

**第 17 条** 高梁市職員労働組合に対し福利厚生委託費を交付する。この費用は高梁市が負担するものとし、当該交付に相当する額とする。

(負担金)

**第 18 条** 負担金は、運営条例第 173 条第 1 項第 1 号の規定を適用する。

(拠出金)

**第 19 条** 拠出金は、毎月、運営条例第 2 条第 4 項第 1 号に規定する一般組合員等の給料総額の 1,000 分の 3 に相当する金額とする。

(この条例に定めがない事項)

**第 20 条** この条例に定めるもののほか、給付等以外に関し必要な事項は、運営条例の規定の例による。

(規則への委任)

**第 21 条** この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

**附 則** (平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 10 月 1 日において在職している組合員の第 13 条の規定による脱退一時金に係る組合加入年数については、平成 16 年 9 月 30 日において高梁市職員互助会員であった組合員は、昭和 62 年 12 月 1 日から計算（ただし、昭和 62 年 12 月 1 日以後高梁市職員互助会に入会した組合員は、その日から計算）し、それ以外の組合員については、平成 16 年 10 月 1 日から計算するものとする。

**附 則** (平成 18 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 11 月 9 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 3 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 4 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 3 月 29 日条例第 3 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和元年 10 月 23 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 22 条第 1 項の改正規定及び第 3 条の規定は令和元年 12 月 14 日から、第 1 条中岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 3 条第 2 項ただし書を加える改正規定並びに第 11 条第 2 項及び第 9 項の改正規定並びに附則に 2 項を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第 3 条第 2 項並びに第 11 条第 2 項及び第 9 項並びに附則第 18 項及び第 19 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（岡山市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 44 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第 3 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 18 条第 1 項、第 3 項第 2 号及び第 6 項並びに第 19 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和 4 年 3 月 30 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条及び第 7 条の規定は令和 4 年 10 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「第 1 条の規定による改正条例」という。）の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 第 1 条の規定による改正条例の施行の際年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後

も、なお従前の例により担保に供することができる。

- 4 第2条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第2条第4項第2号に規定する短期組合員等の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間に係る第173条第1項第1号に規定する組合市町村の負担金については、適用しない。

(岡山市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に発生した事由による新見市組合員の給付については、なお従前の例による。ただし、第21条に規定する脱退給付金の給付は、同条第4項に規定する「脱退等又は破産手続開始決定等を受けた日」とあるのは「令和4年3月31日」と読み替えるものとする。